

# 第 349 回

## 広島県内水面漁場管理委員会議事録

(委員会開催日 令和 4 年 12 月 22 日)



## 第349回広島県内水面漁場管理委員会議事録

### 1 開催日時及び場所

日 時 令和4年12月22日（木）午後2時05分～午後3時40分

場 所 広島県内水面漁場管理委員会委員室  
(広島市中区基町10-52)

### 2 開催告示月日及び招集者

告示月日 令和4年12月13日（火）

招 集 者 広島県内水面漁場管理委員会 会長 辻 駒 健 二

### 3 出席者

委員（8人） 辻駒健二，飯尾協，山下頼信，小池勝，箕野博司，河合幸一郎，  
中尾文治，宮林豊

県（5人）	農 林 水 産 局 水 産 課	課 長	木村 淳
	〃	主 査	小川 憲太
	西部農林水産事務所水産課	課 長	山根 康幸
	西部農林水産事務所水産第二課	課 長	竹本 広司
	東部農林水産事務所水産課	課 長	横山 憲之

事務局（3人） 福地次長，中林主査，御堂岡主査

### 4 傍聴人(利害関係者等)

なし

### 5 議題及び報告結果

#### (1) 付議事項

第15号議案 バス等のリリース禁止に係る委員会指示について

( 結 果 ) 原案のとおり承認された。

第16号議案 令和5年における増殖目標量の委員会指示について

( 結 果 ) 原案のとおり承認された。

(2) その他

- ・内水面漁業権免許切替に係る漁場計画要望内容等について

6 議事の経過

午後2時05分、事務局の福地次長が第349回広島県内水面漁場管理委員会の開会を宣言し、委員総数10名に対し出席委員は8名で、本委員会が成立していることを報告した。

続いて、議長あいさつの後、議事録署名者に河合委員と箕野委員を指名し、議事に入った。

【第15号議案 バス等のリリース禁止に係る委員会指示について】

議長 それでは議事に入ります。第15号議案「バス等のリリース禁止に係る委員会指示について」を上程します。事務局から説明をお願いいたします。

福地次長 (提案の理由及び根拠規定を説明した。)

小川主査 (資料1-2によりアンケート結果について説明した。)

御堂岡主査 (資料1-1により、案について説明した。)

議長 ただいまの説明について、委員の皆様、御意見、御質問はございませんか。

中尾委員 更新期間が1年間となっている理由ですが、1年間にしなければいけない理由があるのですか？ 1年後に更新を続けるのか、あるいは長めに取っておく方法もあるのかと思います、質問させていただきました。

御堂岡主査 1年ごとに更新している理由としては、毎年アンケートで皆様の意見を集約しておりまして、そのご意見の結果をなるべく早い時点で反映させるという意味では1年ごとの更新という方法を当県はとっております。資料1-2(参考1)にありますように、法的に決まっているわけではありません。他県においては無期限に設定しているところ、3年ごと、10年ごとに設定している県もあります。

河合委員 資料1-2のアンケート結果ですが、この結果を根拠に延長するわけではないと思いますが、これを見るときはっきり何も言えない、横這いというのが一番目立つ。それに確認なし(不明)が多すぎる。厳しく言うと、アンケートになっていない。定量的な調査ができないから感覚的なものになっていると思いますが、もう少し確認なしを減らして、判断材料になるようにできませんか。それに関連して、2ページの遊漁者の増減傾向も横ばいが多く、増えているとも減っているとも言えない。遊漁者が一番よく知っていると思われるので、遊漁者に聞くことはできないでしょうか。僕も馬洗川にウグイを釣りによく行きますが、夕方バス釣りの人が結構来る。漁協にアンケートを求めても正確に答えるのは難しいと思うので、遊漁者を巻き込んで正確に増減傾

向をつかめるアンケートにできないでしょうか。本当はこのアンケートの結果で、外来魚が増加して被害も増えているから延長・継続するというのが良いのではないかと思います。このアンケートを改善できないかと思います。

福地次長 アンケートにつきましては、委員会指示を発した前後から、継続を重視して内容が変わっていないというところがありまして、検討すべきところはあるかと思えます。ただ、あまり定量的なものを求めても漁協側には難しい面があるかと思えます。そこは今のようないくつかの感覚的なやり方よりもできるだけ定量的なやり方、特に増えていると感じているところについては継続的若しくは追跡的にやってみることも考えられるかと思えますので、今後の課題とさせていただきます。感覚を問うて終わりではなく、増えているとお答えいただいた時には、ではどんな状況か、どんな場所で増えているか、どんな被害が出ているかと突っ込んで聞きながら、漁協でも取り組んでいることがあれば、漁業者も努力しているので遊漁者の皆様も協力してくださいと言える環境が整えば、資料1の真ん中の四角の中の考え方に適ってくるということもあると思えます。そのような頭出しのような趣旨で始まっているものだとご理解ください。改良の余地があるのはおっしゃるとおりなので、今後の課題として県と事務局で協議しながら対応していきたいと思えます。

河合委員 よくいろんな所でやっているみたいに、ちょうど良い季節の時に大人と子供のファミリーで来てもらうイベントみたいな感じにして、同じ場所で同じような釣り方をしてもらって取れたデータはだいたい信用できると思えます。同時に清掃、駆除の活動もやれると思うので、どのくらい増えたり減ったりしているかを把握するならば、こんなふうにはどうでしょうか。

福地次長 漁協の中にはバス釣りの人と交流がある所もあるようですので、そういったところからもいろいろ聞いてみたいと思えます。それと、先ほどの中尾委員のご質問について補足ですが、委員会指示の制度は基本的には今起こっているトラブル等に早めに対処するという趣旨で設けられているものです。まず指示を出して、トラブルの解消を図る。それを例えば恒久的な制度に持って行くならば、持って行くまでの短期的な効果を想定している制度になっています。1年でなければいけないということはないですが、1の2の3ページ、他県の状況について書いてありますが、内容から簡単に解除できるものではないということで無期限にされている県もあれば、短期的な措置として1年、2年と設定されている県もありまして、各県の考え方によるということになります。併せて、このアンケートを続けていく中で、新しく地域が加わるとか、外れることはまずないと思いますが、そのような場合に対応しやすいこともありまして、原理

原則的に1年単位がふさわしいという事情があります。

議長 江の川漁協の顧問という立場で話をさせていただくと、確かに発動した時には遊漁者の皆さん、特にブラックバスを狙っておられる方達とのトラブルというのはかなりありました。喧嘩するわけではなく御理解を願う中で、そこにいるバスは他所から来たわけです、貴方達が放流したのではないとしても、いつの間にか密放流されている。それが生態系にもたらす問題は大きいにあるでしょう、我々漁業協同組合の漁業権の対象になっている魚を食べるでしょう、そこを御理解いただきたいと言いました。漁協にはキャッチアンドリリースという概念はないことなので、トラブルになったのでしょう。それなら漁協がブラックバス等を漁業権魚種にして遊漁料をとることも考えましたが、それをすると、放流という義務がついてくる。外来魚の駆除をする中で、大変と言いながら、遊漁料をもらうために漁協がそんなことをして、実際に在来種が減っていく状況の中であえて在来種が減るようなことをするべきではない。これが自分の考えでした。国交省が管理しているダム湖にはかなりの数のバス等がいます、それを釣る人にもご協力いただきたいということで、キャッチアンドリリースを禁止するとすると、釣った魚を回収するボックスなりビニール袋なりを用意しなければいけない。従って漁協にもかなり負担がかかります。ですから、漁協の立場になると...、何年になるかな。ブラックバスのリリースを禁止したのはいつでしたか、

御堂岡主査 平成19年3月26日です。

宮林委員 14年くらい前。

議長 長 そうでしょう。

宮林委員 その時は本当に大変でした。

議長 問題は、堤から出たブルーギル、ブラックバスが本流に入って広がること。そこから辺の対策は徹底しようということだね。堤の水を干すときには、川へ流れ出ないように4段階か5段階くらい網の目を替えて、最後は小さい魚まで残るようにして取り組んだ経緯もあります。処理できる分は処理もしましたし、それにかかる経費は全部持ち出ししなければいけないわけです。堤の管理者とも話をして、キャッチアンドリリースの問題を御理解いただいた人もあるし、何故自分たちがそんなことをしなければいけないと言われる人もありました。先ほども中尾委員のお話もありましたが、1年1年やるのも大変だということもありますが、1年1年でもやりながら困っている漁協というものを救っていかなければいけないと思うわけです。だからと言って、(漁協が)キャッチアンドリリース禁止に協力しながらバスを減らそうとしているかという、そうでもない。買取をやったり釣り大会をやって賞を出す、そうなるに関

心のある者は賞を取りたくて釣ってくる。1等賞，大物賞をもらうというと，かなりの景品を出すからね。いろいろ，組合としては難儀をしてきて今日に至っています。もう一つは，網漁が盛んな時代もあったが，網漁に出る者が高齢化してくる中で，漁を生活の糧にしている者が江の川漁協でもゼロになりました。6月1日の解禁日と言えば，どこの河川を見ても，船が3杯も4杯も出て，カーバイトを焚いて川面をたたきながら鮎を獲るとというのが夏の風物詩になっていた。三次の鵜飼とかね。これが今では，このように漁をしている者が流域の中で2～3人というような，それだと少なく言いすぎかもしれないが，減ってきているというのが事実です。各組合は委員会指示を守りながら，私の所で言うと放流時期の4月頃には1トンほど放流しなければいけないという指示が出ていますが，実際には2倍，3倍放流しているのが事実です。2倍～3倍というのは，遊漁者の皆さんが喜んで下さるように，そんなことを願うわけですが，実際には漁獲量というのは(放流量の)2割から3割という現状なのです。それはブラックバスなどが食べたというのではなく，実際に漁に出ているから漁獲量も下がってきている。10年前，20年前と今は全然違うというわけです。ですから，そこまで漁協がブラックバス対策を真剣にやっているかといえば，そこまではない。キャッチアンドリリース禁止というのは，釣らせないという効果もあるかもしれない。あそこに行ったらリリースしたらいけないから釣れないと。外来魚というのは，いる事によって漁協が利益を上げているかと言えば，利益は出ていません。厄介者です。あともう一つ亀...，なんと言いましたか。

河合委員 ミシシippiaカミミガメ。

議長 ミシシippiaカミミガメがまたすごいですよ。可愛川漁協さんで小さい川の中の寄り洲のような所を仕切って，国交省に要請して発電機を使って水を汲みだしてやったら，ミシシippiaカミミガメが300匹いたということもある。だから横ばいというのはそれだけ被害が無いというのではなく，ブラックバスがはいるわけで，しっかりしたアンケート調査を漁協も面倒でできていない，でもいるかと言えばいるし，それで大変だということ。これをカワウが食べてくれれば良いが，なかなか食べない。まあ，食べているのもいるだろうが。そういう状況です。

飯尾委員 事業で漁協が駆除を平成10年代からしておりますが，今の規制が始まった19年くらいから数年にかけては，大体8か9くらいの漁協が，ブラックバスで言うと多い所で年に8,000～9,000匹位を駆除し，補助額で言うと20万位の年もありました。それで，だんだん減ってきて，いろいろ補助条件が厳しくなって，やる組合が減ったと言う経緯がありますが，現在2組合で数十尾単位で駆除しています。だから，いなくなった

からも影響ないのではないかという見方もあるかと思いますが、もともとは外国からの魚種ですが、ブラックバスで言うと100尾程度から（拡散が）始まって、ブルーギルで言うと20～30尾位からそもそも始まっています。だから、放置しておく、あるいは状況が変わると爆発的に増える危険性が常にあって、だから特定外来生物という位置づけにあります。近くの例で言うと、県名は忘れましたが、この12月に全内漁連から、全国各県に情報提供がありまして、コクチバスの密放流が行われている。ダム湖の所ですが地元の漁協と漁連が連名で刑事告発したそうで、（バスを）捕まえて密放流したからと。これは証拠がないということで却下されたみたいですが、そうはいっても被害届を出したという情報が流れました。ですから、見ないようでも注意を払っておかないといけないし、そのための措置が取られているのであれば、継続しておかないと何かがまた増えるという危険性をはらんでいることを我々は共通に思っておかないといけません。だから、わずか2組合ですが、いかに少なくとも継続していただかなければという考え方で進めていますので。委員会指示についても、アンケートをもとに漁業権で括るという考え方もありますが、それだけではなく、そこにいるということが危険性を持っているのだと理解して、委員会指示の役割というのはそれなりにあると思っていただくのが良いのではないかなと。アンケートの結果で私が気になったのは、最後のところで委員会指示を検討してほしいという意見があったので、増えてきている所もあるのかなというのが気になりました。どこらへんですか。

御堂岡主査 増えているのが、芦田川水系、芦田川上流・芦田川府中で被害意識が増加。あと東城川の高梁川水系ですね。それで3つ。被害状況の把握は不明か、増えている事は無いが検討してほしいと言うのが太田川水系吉和川、大田川上流、増えてきて深刻な被害があるのが芦田川上流・芦田川府中です。

宮林委員 最初に委員会指示を決めるときに、漁業者とずいぶん議論したんですよ。結局遊漁者の人はリリースがしたいわけで、漁業という感覚が無いから。

河合委員 根本的に、もともとバス釣り自体がキャッチアンドリリースが当たり前で。

宮林委員 それをすごく言われて、遊漁者団体の若い人と、委員会指示を出した時のパブリックコメントに、（キャッチアンドリリースを）受け入れてくださいと県のほうへ来られて、ずいぶんそこで議論しました。

河合委員 私は釣り具屋とかに行きますが、聞いている限り明らかにバス釣りは減っています。釣り具のバスのコーナー自体が10年前からどんどん狭くなっています。シーバス（スズキ）は増えている。川のバスの方は本当に減っています。段々人気なくなっているかなという気がします。

議長 それは、一つには堤の管理も厳しくなってきた、ここは入ってはいけないとかいうことになってきているから。

小池委員 それと、海がいろんなものが釣れるようになってきたでしょう。メバル、アジ、いろんなものがルアーで釣れますからね。そちらの方が面白いとなる。それで、河合先生の言われるようにバス人口が減っているかもしれません。でも、ディープなところ、さっき言われた弥栄ダムのようなところはいつまでも減りませんが、普通にあふれていた人間は、海の方にアオリ（イカ釣り）とかに行きますんで、自然淘汰でちょうど良いのではないかと。今のアンケートも、確認なしというのは横ばいではないかと私は思います。議長の言われるように、他の仕事もあるのに調査できないと。だから感覚的な部分もあると思います、意見の中にね。だから、不明というのは横ばいと同意見だと思います。で、そういうことを続けるのは委員会指示があるからであって、むしろこの1年は良いけれど、2年とか7年の方が根拠は何だろうと思います。むしろ1年ごとの方が漁協も力を入れるし、これが5年だと、今年は無いのだねとやってしまうから、1年ごとにやるか無制限にやるかだと思えます。大きくは増えていないと思えます、感覚的には、どこの内水面漁協を見ても。だから、芦田川さんとか申し訳ないですが、今の方法もやはり一応は効果的にはなっていると思えます。この委員会指示では、（バスの増減が）横ばいでむしろ良い傾向と受け取らないと仕方ないのかなと。絶滅は無理ですからね。

議長 我々としてはキャッチアンドリリース禁止を継続して、釣り人も協力し合って川を守っていくことをしなければ良い結果にならないと思えます。他にも要件の無い所でも、いろんな苦情は聞きますから。遊漁者のマナーの問題も加えて。とりあえず委員会指示は第15号議案に沿ってするという事でどうでしょうか。では、しっかり意見は出ましたので、第15号議案は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

全委員 はい。

議長 では、第15号議案「バス等のリリース禁止に係る委員会指示について」は、原案のとおり承認します。

議長 続いて第16号議案に移ります。「令和5年度における増殖目標量の委員会指示について」を上程します。事務局から提案理由の説明をお願いいたします。

福地次長 （提案の理由を説明した。）

小川主査 （資料2-3～2-4により、案について説明した。）

御堂岡主査 （資料2-1～2-2により、案及び根拠規定について説明した。）

- 議長 ただいまの説明について、委員の皆様、御意見、御質問はございませんか。
- 鮎の放流、全部の魚の放流量はキロ単位で定めていますよね。鮎等についても5グラムから6グラムで放流するところと、8グラムから10グラムを超える魚を放流するところがある。しかし、今までの委員会指示は5グラムで計算しているでしょう。
- 御堂岡主査 そうです。
- 議長 指示が5グラムだと、10グラムで放流しているところの計算はどうなるのですか。5グラムの尾数でいくのですか、目方で出すのですか。
- 御堂岡主査 目方でっております。先ほど説明した太田川漁協さんの部分に関しては3,500kg、もしくは750,000尾としております。
- 議長 何故太田川漁協だけそうしているのですか。
- 宮林委員 漁協から要望がありました。キロより尾数を表示したいとの意向がありました。
- 議長 太田川漁協では、自分の所で種苗生産しているからできる。
- 御堂岡主査 親魚放流するからというものもあるかもしれません。
- 議長 内水面漁連としたら、何年前か先生を呼んで講演を聞いた時には、5グラムか6グラムが最適なんですよ、尾数も多いからと。今どこの漁協でも冷水病等々の対策を考えて、売る側にしても大きくしてから売った方が良い。そうすると川に放流する尾数というのは少なくなる。私は5グラムと聞いているが、実際はそれ以上の、5グラムの倍の大きさの魚を放流しているのが現実です。
- 山下委員 尾数にしたら半分。
- 議長 東部鮎センターは、6つ位の漁協で構成していたが、ある組合長が講演の内容を聞いて、来年は5グラムで放流するからと言って、そうすると生産者の方が慌てた。5グラムで出したら今生きているものを全部出さないといけない。計画上は8グラム以上のものを育ててから出すことになっている。そんなことがあってから、東部鮎センターがそれまではキロ2,500円から3,000円まで位で出していたものが、生産性が落ちて結局4,000円余位の値段になったわけです。広島県を含む日本全体で3県くらいが、冷水病に強いアユ種苗で国の指定を受けて、今では広島県の試験場で永井さんが冷水病対策では一番でしょう。そこまで難儀をされてから冷水病にかからない、そのような種苗を長年の研究の中で作出されて、今放流している。しかし、漁協はどちらからと言うと、よそから買って放流するような、相反することになっている。問題はそこを今後どうするか、東部鮎センターはどうにもならないので、今日は栽培協会の理事長さんがおいでになっているが、今の量から言うと、栽培協会の方も生産が厳しくなる。今は内浦水産で、海で飼っていただくのをやってこれが3年目になる。せっかく

長年研究を重ねながら、全国でも自信持って放流できるような鮎を仕立てていただいたのだから、できたら各組合長さんも認識を同じくしないといけない。先ほども言ったように、5グラムで委員会指示が出ているのに10グラムで放流している。それとコイの問題、フナの問題。確かに広島県は錦鯉の産地で、今外国に輸出することに一生懸命になっていて、日本では売れないのが外国だったら1匹が3億円の鯉を買っていく。びっくりするような話です。その錦鯉を、外国に持って行くのではなく日本の池で管理されているのですが、これがブームになって錦鯉を生産している方が（放流によるKHVの拡散を）嫌がる、それに我々が協力しないといけない。それで、コイを放流しなくなったら、日本の食卓から鯉文化そのものがなくなっていきます。鯉の洗いや鯉こくを食べることもできなくなります。これを守っていくなら、放流しなくても、コイにせよフナにせよ、産卵床をとにかく作るわけ。それを来年度の漁業権の更新のときに、委員会としてしっかり出していかなければならないと思います。コイがどう産卵するかといえば、浮草や流れてくるごみなどに産卵している。

河合委員 草があまりないのでごみが産卵所になっています。

議長 長 だから漁協が人工的に産卵時期に、産卵する台のようなもの、1メートルくらいであるよね。そんなものを義務化する。フナなどもそうだと思います。ハヤなどの産卵床というのは脚のくるぶしがつかるくらいの所のものだから。ハヤもオイカワも。産卵床造成といってブルドーザーを入れてガラガラやっているようなのは、これは産卵床造成ではないわけです

河合委員 逆に（破壊に）なっています。

議長 長 人間を集めて、人の手をもってガラガラやったらそこに産むんですよ。何平米やったら指示を達成だなどと、いい加減なことをするのではなく、皆さんが自主的に、漁業権を持っているのだから、（効果が出るように）やるという事をしなければならない。このあたりを、来年度に向けて指示量を決めていく中でしっかりやった方がよい。漁業権を受ける側の立場として話をさせていただきました。

議長 長 他にありませんか。それでは、資料2-1がありますが、コイ及びフナについて、県から放流を自粛するよう指導しているということですね。これが何年も何年も続いてきています。こういうことになると、自粛から今度は放流して良いということになった時に、どこから黒鯉を手に入れるかという問題になる。そうすると県外から持ち込まなければいけなくなります。可能なら良いけど、漁協ではとてもそんなことはできません。フナについても、今はマブナがいません。全部カワチブナばかりです。川の漁業権を持っているところは、人工的に産卵所を作ってやるという方に切り替えた

方が良いと思います。

河合委員 それこそ今はPCR検査を簡単にできるので、放流前に抜き打ちみたいにランダムにサンプルを取って、PCR検査をしてリバウンド出るかどうかが調べて、ヘルペスに特異的なチャプターはあると思うので、ちゃんと調べてOKを出して放流するというようにして、もうそろそろ協議を進めなければと思いますが。フナとかも多分養殖業者がほとんどいなくなって、そこ（特定の業者）だけに頼っているので、そこがうまくいかないともうだめになる。

飯尾議員 福山（市芦田川漁協）は、自前のやつをやりましたが一度全滅して、ではどこから手に入れようかという話になった時に、KHVがらみでどこから入れたら安全かわからないとなりました。今PCR検査の話が出ましたが、増殖金額から言うと、こいはしていませんが、大した額ではないので、そういった金額のものにそれだけ投資をする事も大変な話で。むしろ産卵床について、どこでもやる気があればできるという方法が結構間口を広げると言うか、その方が現実的かもしれませんね。

河合委員 フナは減っている感じがしますね。マゴイはまだいっぱいいるような感じがしますが。フナは稚魚が全くいないですね。レアになって、特にキンブナ、マブナは全然いなくなりました。

飯尾議員 カワウに食べられますからね。

議長 タナゴもいません。以前はタナゴばかり獲れていた時期もありましたが。そうしてみると、川の中の貝がいなくなっている。

河合委員 貝がいなくなって、特にヤリタナゴがいなくなりました。アブラボテは結構いますからね。

議長 ヤリタナゴは全然いないに等しいでしょう。なぜかと言えば貝がいなくなった。

河合委員 ドブガイとか、ササノハガイとかね。貝が住めなくなった。貝が住めないという結局泥がたまっていないのですね。泥がたまって貝は水中のプランクトンをものすごく食べるので、水がきれいになりすぎて、プランクトンが減ってしまって、貝がやせてしまって数も減って。多分ですが、アブラボテの方が貝をテリトリーにして独り占めにして、ヤリタナゴよりも強いので、アブラボテとか、あとカネヒラというのがありますが、強くて大きいです。それがヤリタナゴを追い散らしてしまって、それでタナゴの種類がどんどん偏ってきているんですね。オオタナゴは外来種ですが、それが少ない貝を占領しているからと言ってますが、そうではないですね。

議長 皆さんご意見が無いようですので、第16号議案については原案のとおり承認してよろしいでしょうかという事になると、ここ（こい・ふなの放流自粛）が変わらない

という事になります。

小池委員 補足で、議長さんが言われたように、コイの養殖業者が少ないというのであれば、指示ができるのであれば、放流魚だけを示すのではなく、産卵床の補足があっても良いと思います。放流数量が毎年書いてありますが、業者が少ないのであれば、そのままでは来年も達成できないと思われるので、むしろ産卵床を補足できればそちらの方が。

宮林委員 次の免許の指定に向けて、多分今すぐは種苗放流の代わりは難しそうに思います。

議長 その（放流の代替とし得る）時期が自分もわからないからだが、このままでやりま  
すとなると何も変わらないという事になります。

宮林委員 免許の中に少し補足といっても、増殖義務で、指示量として出す必要がある。今（数  
量的な指標が）ないのだったら、指示量としては出しにくいのでは。

御堂岡主査 そうですね。産卵床造成に関しては。

宮林委員 放流義務量を合わせた産卵床造成量とかでないで、委員会指示としては難しいかな  
と思います。

飯尾委員 今度の切り替えに合わせて指示方針を決めるときに、定量的な根拠を出さないと。

宮林委員 指示として出すのであれば、ある程度根拠が要りますね。

議長 飯尾委員と宮林委員が言われるようにきっちりやりましょう。やはり広島県の錦鯉  
の生産に向けて何かの支障があってはいけないという事です。これは守らないといけ  
ない。

福地主査 今のご意見をまとめさせていただきます。第16号議案としては、事務局の方から  
増殖目標量の委員会指示の数値としては昨年どおりという事で提案させていただい  
ております。それはそれとして、委員会の付帯意見という形で、「令和6年1月1  
日の内水面漁業権に向けて作成する増殖指針の中で、産卵床造成を中心としたふな  
とこいに関する新たな増殖手法を盛り込むよう検討すること」。6年度の指示から  
いきなり産卵床の数値として何平米とか入れられるかはわかりませんが、なるべく  
早い段階でそういったものを示せるように検討を進めるという旨の付帯意見をつけ  
て、原案を御検討いただくということによろしいでしょうか。

議長 皆さん、それでよろしゅうございますか？

全委員 はい。

議長 それでは（事務局まとめのとおり）承認させていただきました。

#### 【内水面漁業権免許切替に係る漁場計画要望内容等について】

議長 それでは続いてその他に移ります。「内水面漁業権免許切替に係る漁場計画要望内

容等について」

御堂岡主査 (資料3により、状況と今後の予定について報告した。)

議長 長 ただ今の説明につき、委員の皆様から御意見御質問等ありますか。

議長 長 ありませんか？それでは以上を持ちまして、本日予定しておりました議事は全て終了しましたが、委員の皆様、御意見、御質問はございませんか。

議長 長 県、事務局からは何かありますか。

福地次長 (漁業法改正により、漁場計画案の委員会付議の前に利害関係人の意見聴取を行う手続きが加わったため、漁場計画の素案について県から説明を受けるため、2月に協議会を開催するよう日程調整を行う旨を説明。)

議長 長 それではこれを持ちまして、第349回広島県内水面漁場管理委員会を終了します。ありがとうございました。

(午後3時40分 閉会)